

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

## 中和小学校で出前講座を実施しました！

7月7日(木)に市立中和小学校の6年生を対象に、消費生活出前講座を開催しました。学校開放日ということもあり、保護者の方同席のもと、消費生活センターの紹介やインターネットの注意点などの説明をしました。「しっかりさんゲーム」では、生徒が楽しそうにクイズに答え、楽しみながら消費生活について学んでいました。また、消費生活講座としては小学校で初の開催となり、朝日新聞にも掲載されました。(7月9日新聞)



## 旭農業高校で出前講座を開催しました！

7月13日(水)に県立旭農業高校の全校生徒を対象に、消費生活講座を開催しました。クイズなどを交え契約等について説明や、SNSに関するトラブル事例などの紹介をし、閲覧サイトの不当請求に関するDVD視聴をしました。まもなく社会人になる高校生ということもあり、生徒達は真剣に聞き入っていました。



**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

## こんな相談がありました No.21

### ～ 通信販売の定期購入について ～



#### 相談内容

- ① スマートフォンを利用して、メンズコスメのサイトからスターターキット（初回500円）だけを注文したのに、定期購入になっていた。返品したいと申し出たが拒否された。
- ② ある健康食品が初回500円というSNSの広告を見て注文した。一度きりだと思っていたのに毎月商品（3960円）が届いてしまい困っているので解約したい。

#### センターの対応

どちらの相談も当センターで電子広告の画面を確認すると、定期購入になるということがはっきりと記載されていたため、一方的に解約を主張できる案件ではないと考えられることを伝え、以下のとおりの助言しました。

- ・通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけではなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類についてもしっかり確認しましょう。
- ・取引が終了するまでは画面の保存や印刷しておくといよいでしょう。
- ・通信販売には電子広告等をしっかり見てから申し込みができるため、クーリング・オフ制度はないので、事業者が設けている返品制度に従うことになります。

#### **Check!** トラブル回避のポイント

「特定商取引法についての表記」を申し込む前に確認しましょう。

- ・事業者の連絡先・・・名称、住所、電話番号等。連絡手段がメールだけの場合は要注意です。
- ・返品、交換条件・・・返品・交換は可能か。返送料の負担はどちらが持つのか。
- ・送料、付帯費用・・・送料無料であっても、送料以外に組立料や工事費などの付帯費用がかかる場合があるので注意しましょう。
- ・支払い方法・・・代金引換、振込払い、クレジットカード払いなど支払い方法をチェックしましょう。

※特に、代金前払いは納得できる理由があるとき以外注意が必要です。